

# 喫煙場所の削減について

多摩キャンパスでは喫煙所の削減を計画しています

キャンパス内の喫煙を考えるときに知っておくべき3つのポイント

煙草から流れ出ている煙（副流煙）には、喫煙者が直接吸う煙（主流煙）の数倍の有害物質が含まれている



副流煙：  
火の付いた先端部分から立ち上る煙。

主流煙：  
喫煙者が直接吸い込む煙。

燃烧温度が低くフィルターを通過しないため、「副流煙」には喫煙者本人が吸う「主流煙」より高濃度の有害物質が含まれています

主流煙に対して副流煙の含有量は  
ニコチン（有害物質） 2.8倍  
ニトロソアミン（強力な発がん物質） 52.0倍

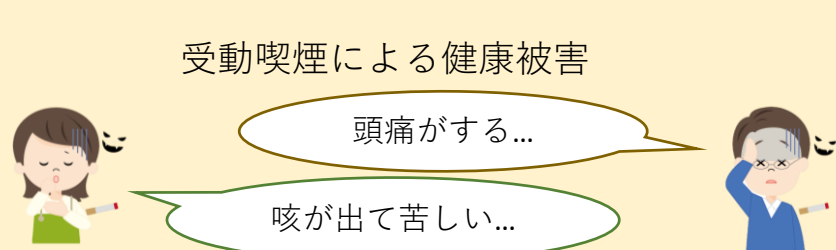
大学敷地内は、病院と同じように、法律により原則禁煙

受動喫煙とは？

タバコから出てくる煙や吐き出された煙を「吸わされる」こと

健康増進法とは？

国民の健康維持を目的とした法律  
望まない受動喫煙の防止を目的とし、2020年4月から改正



<改正の趣旨>

- ① 「望まない受動喫煙」を無くす
- ② 健康影響が大きい20歳未満の人に特に配慮
- ③ 施設の類型・場所ごとに対策

健康増進法

学校、病院、行政機関等は原則として敷地内禁煙。



屋外喫煙所は、望まない人に煙を「吸わせない」場所に

健康増進法

一定条件の下で、屋外喫煙場所を設置できるが（推奨はしない）、受動喫煙を生じさせることがないように配慮する義務がある。

特定屋外喫煙場所：以下の要件を満たす場所

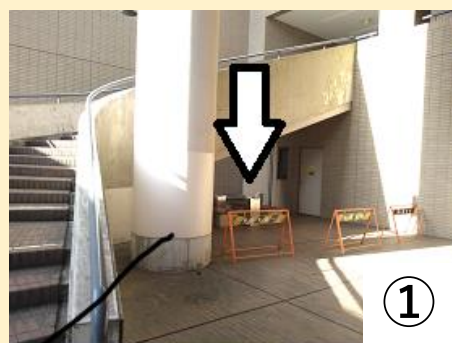
- ①喫煙可能エリアが区画されている
- ②喫煙場所の標識がある
- ③施設利用者が立ち入らない場所（屋上や建物の裏側）、受動喫煙を避けられる場所

# 喫煙場所の削減について

多摩キャンパスでは喫煙所の削減を計画しています

## 撤去を予定している喫煙場所（撤去予定 2022年10月中旬）

① 1号館 総合棟地下2階



② 6号館 社会学部食堂サークル室前



③ 6号館 社会学部食堂3階テラス



④ 13号館 百周年記念館エントランス前



⑤ 16号館 EGG DOMEバスロータリー前

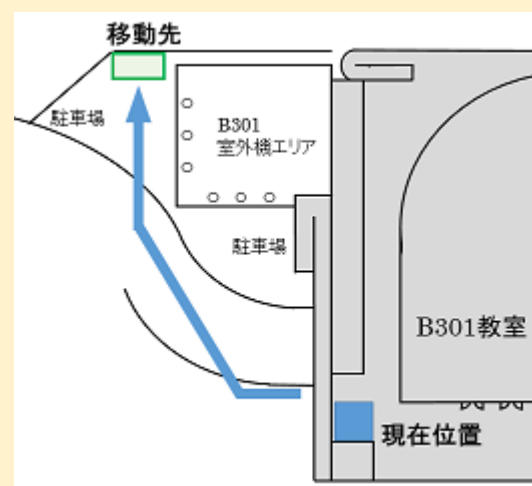


⑥ ボールコート東屋



## 移動を検討している喫煙場所（移動予定 2022年10月下旬）

① 7号館 大教室B棟3階 → 大教室B棟1階脇 駐車区域



## 継続する喫煙場所

① 6号館 社会学部A棟

② 11号館 経済学部食堂学生ホール裏

③ 14号館 総合体育館

本件に関してのご意見はこちらまで。  
(QRコードを読み取り、フォームへ投稿 10月16日まで)

